平成２７年（フ）第２３２号
茨城県ひたちなか市大字高場９番地２　デュオマツモトＢ棟101号
債務者　小泉　裕司
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　拓朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１３０号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島1875番地45
債務者　根岸　弥生
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１５７６号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘13番48号ブキテンギ旭が丘203
債務者　今野　貴司
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　雅紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０３号
茨城県那珂市菅谷4514番地４　ガーデンコートＡ棟102号室、旧住所茨城県高萩市大字秋山20番地の１
債務者　落合智恵里
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６５号
栃木県小山市大字大行寺1380番地16、従前の住所栃木県小山市若木町１丁目22番66号
債務者　佐野　智子（旧姓大塚・橋本）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第９４３号
名古屋市西区庄内通４丁目15番地の１　ヴィラカレッジウエスト310号
債務者　萱野　修二
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２号
山口市阿東地福下1058番地２
債務者　岡崎　壮介
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村川　智一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４１８号
札幌市南区藤野２条５丁目１番14号
債務者　長濱　好夫
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３号
秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根６番地
債務者　高杉加津子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第４３１号
静岡市葵区瀬名中央４丁目５番66号
債務者　岡田　篤雄
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　悠理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１７９号
香川県小豆郡土庄町甲5861番地４
債務者　岡田　桂子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９０号
香川県高松市国分寺町新名1001番地38
債務者　田中　美樹（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８５号
長崎県長崎市江平１丁目15番32号　堀口アパート101
債務者　松井　峰子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
長崎県長崎市江平１丁目15番32号　堀口アパート101
債務者　松井　　遥
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1185番地73　青田アパート202号
債務者　山田千代香
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８４号
宮城県名取市名取が丘１丁目16番２－206号　県営名取飯野坂住宅
債務者　大内　美和
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４９６号
仙台市太白区中田町字境25番地の６
債務者　木嶋　由美
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係